

## 米子市立小中学校普通教室空調設備設置に向けて 民間事業者の皆様のご意見を募集します！

### 【調査の名称】

米子市立小中学校普通教室空調設備設置に係るサウンディング型市場調査

#### ■意見交換（市場調査）の目的

近年の地球温暖化等による猛暑の影響から、児童・生徒の学習環境は以前と比べて厳しいものとなっており、本市といたしましては、全ての市立小中学校の普通教室に空調設備の設置が必要であると考えています。

整備におきましては、学校環境において公平性を図るため、可能な限り短期間での整備が必要と考えており、効果的・効率的かつ早期に整備可能な整備手法・公募条件等を検討するにあたり、民間事業者の皆様との直接対話（※サウンディング型市場調査）を実施します。

※サウンディング型市場調査は、事業の内容等を決定する前段階で、直接対話を行うことにより、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的として行うものです。

### 【市場調査の流れ】

#### ①参加受付

計画地の情報や対話内容等を提示し、参加者を受付  
〈参加受付期間〉  
平成 30 年 10 月 31 日（水）まで

#### ②対話の実施

実現可能な事業内容について  
民間事業者の皆様と個別に直接対話による意見交換を実施  
〈実施月〉平成 30 年 11 月予定

#### ③結果の公表

対話の概要を公表  
平成 30 年 12 月予定  
「対話」で把握した活用の可能性等をふまえて検討

#### ■意見交換の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

##### （1）日時・場所

平成 30 年 11 月 それぞれ 30～60 分程度（申込み後、個別に調整します。）

米子市役所第二庁舎 2 階会議室（予定）

##### （2）対象者

事業の実施主体となる意向を有する法人 若しくは 法人のグループ

※参加除外条件については、「IV 留意事項の 5」をご参照ください。

#### ■意見交換参加の申込み（事前申込み制）

（様式 1）「エントリーシート」及び（様式 2）「事前ヒアリングシート」に必要事項を記入し、期限内に申込み先へご提出ください。

〈参加受付期間〉 平成 30 年 10 月 12 日～平成 30 年 10 月 31 日（8 時 30 分～17 時 15 分）

〈申込み・問い合わせ先〉 米子市教育委員会事務局教育総務課

電話：0859-23-5421 Eメール：kyouikusoumu@city.yonago.lg.jp

#### ■質問書の受け付け

本市の考え方（事業内容）及び対話の実施内容について、質問がある事業者は、期限までに上記の申込み先へ Eメールでご質問ください。

〈受付期間〉 平成 30 年 10 月 12 日～平成 30 年 10 月 31 日（8 時 30 分～17 時 15 分）

※質問に対する回答については、メールにて返信するとともに米子市公式ホームページに掲載します。ホームページ掲載に際しては事業者名を非公表とします。

企業秘密にあたるものについては、意見交換の中で質問してください。

## I 本市の考え方

### 1 基本的な事業内容

米子市立小中学校の普通教室に空調設備を設置する。

### 2 施設計画・整備手法

- (1) 教育環境における学校間の公平性を確保するため、可能な限り短期間で事業完了を目指します。  
(騒音等が発生する施工については、原則、授業中は不可とします。)
- (2) 空調設備設置にあたっては、多額の事業費が必要なことから、効果的・効率的な整備手法等や計画的な整備によってランニングコストも含めた総事業費の最小化を図ります。
- (3) 民間事業者のノウハウを活かして、室温の適正管理（夏期の室温 25～28℃、冬期 17～20℃）のための設備投資を行います。

## II 学校施設等の状況

### 1 小中学校一覧

別紙「小中学校一覧」のとおり

### 2 学校施設台帳

### 3 導入予定教室数

約 460 教室

上記 2 については、学校のセキュリティ等のため、参加を希望・検討される業者へ個別に配布いたします。

【事務局・お問い合わせ先】メールにてご連絡ください。

## III 対話内容（当日の意見交換において、お聞きしたいと考えている事項です。）

主に以下の項目について、ご回答いただける範囲（一部の項目でも構いません）で、ご意見・ご提案をお聞かせください。（事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。）

併せて、当該事業の市場性や施設運営上の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において市に配慮して欲しいこと等があれば、ご意見をお聞かせください。

また、対話当日は、事前に提出いただいたヒアリングシートに沿ってご説明をお願いします。

### 【対話のテーマについて】

- ① 施設構造・面積が異なる教室内における室温の適正化を図る設備等について
  - ア コストの縮減（最小化）が可能と思われる導入機器や施工方法
  - イ 上記機器の動力に係る工事費
- ② 全学校の教室に設置するために必要な整備期間等について
  - ア 学校の運営に配慮した施工方法
  - イ 想定される工期（整備スケジュール）
  - ウ 概算費用
- ③ 整備手法及び総事業費の最小化について
  - ア 効果的・効率的な整備手法等（設備維持も契約に含める場合は、その期間も）
  - イ イニシャルコスト削減の方策・アイデア
  - ウ ランニングコスト削減の方策・アイデア

#### ④ 公募条件等について

- ア 応募に向けて必要な検討期間（準備期間）
- イ 応募において必要な資料（本市から提供するもの）
- ウ 参加資格（地元事業者の参入、共同事業者等の組成の考え方など）
- エ 自由提案の考え方
- オ 事業化にあたっての留意事項・懸念事項・リスク等

#### ⑤ その他事業実施全般に関する提案・課題・問題点について

### **IV 留意事項** ※必ずご確認の上、お申込みください。

#### 1 参加の扱い

本市場調査（対話）への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

#### 2 費用負担

本市場調査（対話）への参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。ご理解をお願いします。

#### 3 追加協力のお願い

後日、再度対話や文書照会をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

#### 4 実施結果の公表

市場調査（対話）の実施結果については、事前に参加者に内容の確認・了解を得た後、概要を本市ホームページで公表します。（参加者の名称は、公表しません。）

#### 5 参加除外要件

平成 30 年 10 月 12 日から参加申込み受け付け期限の 10 月 31 日までの間のいずれの日においても、次の要件に該当している場合は、本市場調査に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められるとき。
- (4) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者又は保留期間中の者。

#### **【事務局・お問い合わせ先】**

担当	教育委員会事務局 教育総務課 学校管理係
住所	米子市東町 161 番地 2 / 米子市役所第二庁舎
電話/FAX	0859-23-5421 / 0859-23-5413
Eメール	kyouikusoumu@city.yonago.lg.jp